

千葉県環境保全条例

第三十九条 指定地域内において、揚水施設により地下水を採取して、これを特定用途に供しようとする者は、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）、工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）の規定による規制を受ける場合を除くほか、揚水施設ごとに、その井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積を定めて知事の許可を受けなければならない。許可を受けた井戸ストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくしようとする場合も、同様とする。

船橋市環境保全条例

第54条 揚水施設を設置しようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書により市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 工場等の名称及び所在地
- (3) 揚水施設の設置の場所
- (4) 地下水の用途
- (5) 揚水機の能力
- (6) 揚水施設の井戸ストレーナーの位置及び吐出口の断面積
- (7) その他規則で定める事項